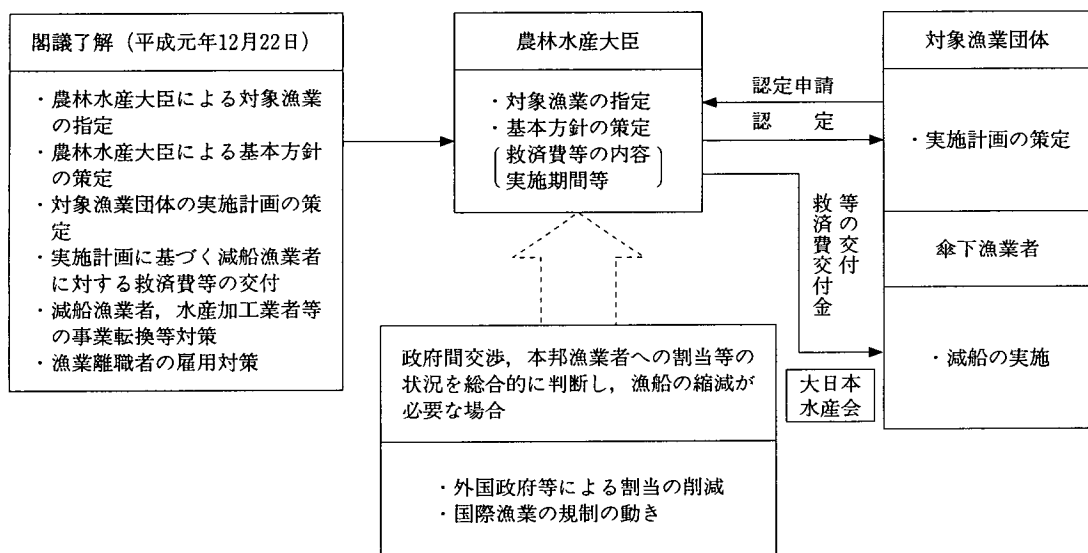


図1 国際漁業再編対策の骨子



業及び東部ベーリングつぶ漁業、2年度においては北洋さけ・ます漁業、3年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、4年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業、5年度においては、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業を行ってきた。6年度においては、公海流し網漁業について引き続き本事業を行った。

第6節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年3月～4月に行われた国際海洋法会議で採択された条約については、1995年1月現在で、73か国が締結している。我が国は、1983年2月7日に署名を行った。1993年11月16日にガイアナが60番目に批准書の寄附を行ったところ、同条約は1年後の1994年11月16日に発効することになった。

同条約は、領海、大陸棚、経済水域、深海底、国際海峡、海洋国際保全等海洋の法制度全般を網羅するものであり、かかる包括的内容の条約が採択されたことは、海洋秩序の基盤の確立に寄与する物として評価されている。

我が国の批准については、平成8年度の通常国会に提出することを目的に、政府部内で所要の準備を進めているところである。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日ロ漁業合同委員会第11回会議

「漁業の分野における協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定」(いわゆる日ソ漁業協定)に基づき設置される日ロ漁業合同委員会の第11回会議が、7年3月6日から3月17日までの間、モスクワにおいて開催された。

本委員会の主な任務は、当面する漁期におけるロシアを母国川とする溯河性魚類の日本による漁獲の条件を決定することにあるが、そのほかにも200海里水域の外側の水域における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業間の漁業分野における協力関係につき広く意見交換を行っているところである。北洋さけ・ます漁業については、日本、米国、カナダ及びロシアの4か国による、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」が1993年2月16日をもって発効し、我が国はこの条約の趣旨に従い、1992年から公海でのさけ・ます漁獲を行わないこととした。

このことから、今回の交渉においては、さけ・ますの漁獲の問題としては、日本国の200海里水域内でのロシア系さけ・ますの保存及び管理に関する協力の問題と、ロシアの200海里水域内での我が国漁船によるさけ・ます操業について話し合われた。

ア 協議の概要

日ロ漁業合同委員会第11回会議は、日本側から政府代表芳田誠一水産庁海洋漁業部長ほか、ロシア側からはロージン・ロシア連邦漁業委員会第一副議長ほか

が出席し、7年3月6日からモスクワにおいて開催された。

6年の日本漁船によるロシアの川に発生させるさけ・ますの漁獲に関する情報及びこれに関する情報及びこれに関する問題の審議を行った。

この中で、ロシア側は、ロシア200海里内における日本漁船の違反件数が増加しているとして厳しい態度で臨んできた。

また、日本漁船の漁獲量の問題については、ロシア側がさけ・ます資源の減少を理由にこれを削減するべしとして厳しい態度で臨んできたが、双方で科学論議を含む協議を重ねた結果、3月17日双方合意に達し、同日議事録への署名が行われた。

イ 合意内容の要点

今次会議における合意の概要は次のとおりである。

(ア) 総漁獲量=5,123t (前年4,819t, うちしろざけ401t (前年同))

(イ) 操業水域=日本200海里

(ロ) 漁業協力費=7.59億円 (前年同)

(ハ) その他=ロシア連邦の200海里内の水域の問題に関し、ロシア側から、日本漁船によるさけ・ますの漁獲枠として14,000tを提供する旨表明。

(2) 日ロ漁業委員会第11回会議

7年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第10回会議は、平成6年12月、東京及びモスクワにおいて開催された。

ア 協議の経過

(ア) 日ロ漁業委員会第11回会議は、日本側からは政府代表芳田誠一水産庁海洋漁業部長ほか、ロシア側からはロージン・ロシア漁業委員会第一副議長ほかが出席し、6年12月7日から16日まで東京において、26日からモスクワにおいて開催された。

(イ) まず、6年の両国の漁船の相手国200海里水域における操業状況のレビューが行われた。

(ロ) 次に、6年における一方の国の漁船による他方の国の200海里水域において定められた操業規則の遵守に関連する問題の審議が行われ、ロシア側からは、日本漁船の違反が依然として多数に上り、その多くは悪質なものであるとし、更に、日本側の罰金の未払いが多数に上っていることを強く非難した。

これに対し我が方は、違反件数は着実に減少している旨を指摘しつつ、引き続き違反防止のため、厳正な措置を講ずるとの意向を表明し、また、事実として確認された違反に対する罰金の支払いについて引き続き適切な指導を行うとの意向を表明した。

(ハ) 続いて、双方は、7年における自国漁船の相手国200海里水域における操業条件に係る協議を行った。

a 日本水域におけるまいわし資源の減少により、ロシア漁船への割当量は消化可能な量（実績からみれば1万t以下）に減少し、これに伴い、ロシア水域における日本漁船への割当量も同様に減少させる。

b 特定の魚種について、資源状況及びロシア国内での操業が活発になっていることから、日本漁船への割当量を減少させる。

これに対し、日本側としては、状況を適切に説明し、ロシア側の理解を求めるとともに問題解決のための協議を進めた。特に双方の割当量については、ロシア側の主張のとおり、日本水域でのロシア漁船の消化可能量は今後ともかなり低いことが見込まれるため、日本側から一定の協力を行うことでバランスをとるとの前年から導入された考え方を継続することとし、両国間で協議を重ねた結果、12月31日合意に達し、同日議事録への署名が行われた。

イ 合意の内容

今次会議における合意の概要は次のとおりである。

(ア) 7年のロシア水域における日本漁船の操業条件

a 相互性入漁

① 漁獲割当は10万tとする。(前年同)

② 日本側からロシア側に対しロシア専門家の研修及び器材の供与を含む協力事業を実施。

③ その他の操業条件は概ね前年同。

b 有償操業

① 漁獲割当量は1.8万tとする。(沖底(Ⅱ-2区)のみ。前年同)

② 操業条件・水域は概ね前年同。

③ 日本側はロシア側に7.2億円を支払う。

c 共通事項

許可隻数はトン数階層別隻数を一部変更し、1,100隻(前年1,165隻)とする。

(イ) 6年の日本水域におけるロシア漁船の操業条件

a 漁獲割当て量は10万tとする。(前年同)

b 操業条件・水域は概ね前年同。

c 許可隻数枠は205隻とする。(前年同)

(ロ) 寄港

ロシア漁船の我が国への寄港については、7年に限り、補給及び急用のため、釧路港への寄港を認める。また、相互主義の観点から日本漁船についてもネヴェリスク港への寄与が認められる。

(ハ) 民間協力関係

民間ベースの協力については、双方とも今後の発展に興味を示し、これに関連して、ロシア側は日本国側

の当事者が契約ベースで参加する共同操業等の継続のため、ロシアの日本200海里水域内における漁獲クォータの配分に係る問題を適切な場合に検討する用意があるとし、また、三角水域での調査等については、双方がこの協力を肯定的に評価し、この継続に対し支援する用意がある旨が表明された。

ウ 評価

今次交渉においては、相互性入漁の割当量は、前年同の10万tを確保することができたが、特定の魚種については割当量が前年より減少するなど厳しい結果となった。しかしながら、ロシアの主張によれば1万tと著しく低い状況の下で、日本側が協力を行うことでバランスをとるとの前年導入された考え方を継続することで、前年同の10万tを確保し、年内に交渉の決着をみることができ、年当初からの操業が可能となった。

(3) 日韓漁業協定の実施

40年12月発効した日韓漁業協定の本年における実施状況は、次のとおりである。

ア 国内措置の実施状況

日韓共同規制水域への出漁については、前年度に引き続き兵庫県から長崎県にいたる重要漁港に漁業監督官を駐在させ、出漁証明書等の交付、漁獲量の報告及び無線による正午位置報告等の指導監督にあたった。また、朝鮮半島の東海岸、南海岸及び西海岸には監視船を配して、操業上の指導取締りを実施した。日韓両国漁船間の漁場における操業の安全及び秩序の維持については、40年12月に締結された「民間の取決め」の遵守につき指導が行われた。

イ 日韓漁業共同委員会

日韓漁業共同委員会は、41年以来毎年開催されているが、本年は東京（6年4月26日～4月27日）において第28回定例年次会議が開催され、主として漁業資源の科学的調査及び同結果に基づきとられるべき措置、漁船間の海上事故に関する一般的取扱方針、合意議事録第8項(a)の遵守の問題が討議された。主要な合意事項は次のとおりであった。

(ア) 両締結国から提出された漁業資源の共同調査の資料を審議した結果、底魚類資源は全体的に依然として低い水準にあり、回復の兆候がみられず、主要魚種の漁獲状況をみると、漁獲量と単位努力量当たり漁獲量の減少がみられ、また、漁獲物中の小型魚の比率がきわめて高いことから現在の資源は望ましい状態ではないと判断される。

従って底魚資源の最大持続生産と資源の回復のための管理を具体的に図る必要があることについて意見の一致をみた。

このほか、資源動向を把握するため、現在評価対象でない魚種に関するもの及び両国以外の操業国に関するものも含め、調査・研究結果・情報等の交換や今後の調査研究促進方法について意見交換を行った。

(イ) 漁船事故に関し、相互に交換した資料に基づき、状況を検討した結果、1992年度における事故は依然として少なからず発生しており、引き続き両締結国は、事故の未然防止を図るための一層の努力が必要であることを認めた。

両締結国漁船間の事故に対する一般的な取扱方針に関連して、双方が期間中にそれぞれ自国内においてとった措置について説明したことを踏まえ、引き続き相互に事故の予防と迅速な事故処理のため一層努めること及び事故防止のためには、1992年3月より実施している自主規制措置等を適切に実施すること、また、韓国のあなご漁業と日本の底引き網漁業との間の民間取り決めの遵守及び民間団体を指導することが必要であることについて意見の一致をみた。

また、委員会は、確認書の着実な意見の交換の実施等事故防止のために努力している双方の民間団体の活動を評価することにつき意見の一致をみた。

さらに、漁船の海難救助及び緊急非難の状況につき意見を交換し、双方が日韓海難救助協定に基づき円滑な協力関係を維持しつつ、海難救助及び緊急非難の適正な実施のため相互に努力することとした。

(ウ) 日韓漁業協定についての合意議事録第8項(a)の遵守等についての検討を行い、韓国漁船の違反操業が今年に入り大幅に減少していることを評価しつつ、更なる韓国側の努力を要請した。また、委員会は関連措置を両国漁民に確実に遵守させるため、それぞれが自国民に操業規制をしている水域における自国民による違反操業の防止に努めることについて意見の一致をみた。

ウ 協定に基づく連携巡視等

両国監視船の連携巡視及び両国公務員の共同乗船については、6年度に連携巡視10回（うち海上保安庁2回）共同乗船日本側6回、韓国側6回が実施された。

(4) 日中漁業協定の実施

ア 国内措置の実施状況

協定水域内に出漁する漁船に対しては、前年と同様、標旗等の交付、出漁状況調査等の実施により指導監督に当たるとともに、黄海及び東海海域に監視船を配し、操業上の指導取締を行った。また、本協定に基づき締結されている民間協定により、引き続き操業の安全、秩序の維持、海上における事故の円滑な処理が図られた。

イ 日中漁業共同委員会

7年4月3日～4日の2日間、東京において第19回年次会議が開催され、協定の実施状況、協定水域内の資源状況、我が国周辺水域での中国漁船の操業問題等について討議された。主要な合意事項はつぎのとおりであった。

(ア) 漁船間事故処理に関し、日中漁業協議会と中国漁業協会がそれぞれ委託する専門の保険機関を積極的に活用して、事故の円滑な処理を図ることで意見の一致をみた。

(イ) 東海・黄海の漁業資源につき意見の交換を行い、今後、東海・黄海の漁業資源保護を更に重視することにつき意見の一致をみた。

(ウ) 我が国の漁業禁止区域における中国漁船の操業自粛と中国漁船とのトラブルの防止対策について要請したのに対し、中国側は、問題解決のために努力していきたいと述べた。

(エ) 我が国の延縄漁船と中国漁船とのトラブルを回避するため、日中漁業協議会を窓口として、中国側が延縄漁業関係者の訪中を受け入れることで意見の一致をみた。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内における我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が到達したが、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなっている状況を踏まえ、延長を行わなかった。

他方、同協定の失効に関連し、定期的な漁業協議の場を設立しようとの話し合いが日米間で行われた結果、1992年1月27日、米国ワシントンD. C. において、日米両国は、種々の漁業問題を討議し、両国間の協力関係を促進することを目的として、日米漁業協議委員会を設立する口上書を交換した。

今後は本委員会において、日米政府間の実務者レベルによる年1回の定期的な漁業協議が行われることとなった。

第1回会議は1992年11月に東京で開催され、その後第3回会議が、1995年1月に東京で回され、まぐろ漁業問題等両国の関連する国際的な漁業問題について意見交換が行われた。

(6) 日加漁業協議

1994年7月、オタワにて日加漁業協議が開催され我が国からは石川審議官が出席した。

本会議では、1994年の対日漁獲割当、水産物貿易、対加漁獲協力、まぐろ漁業等について協議が行われた。また、1994年4月、カナダ政府は1994年の対日漁獲割

当を発表した。大西洋沖合においては、赤魚520t、ラウンドノーズグラナディア1,978t、まづいか12,450tの合計16,108tが割り当てられた。

(7) 日・ニュー・ジーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定は、94年10月より96年9月まで2年間単純延長された。同漁業協定に基づき、まぐろはえなわについては隻数制限が課せられており、94/95年漁期のみまぐろ対象船の許可隻数は30隻、入漁料は1隻当たり年間112,530NZドルとなった。めばち・きはだ対象船については同漁期より操業が認められなくなった。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア民間漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって破棄された。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に締結された日・ギルバート諸島漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、93年10月以降の操業条件に関する協議が93年9月に行われ、まぐろはえなわ、かつお一本釣船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船舶航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期間は自動延長されることとなった。94年7月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ100t未満約137万円、100t以上約177万円、かつお一本釣り約113万円。単船まき網漁船については、その操業形態及び経営状況等から見て、キリバス水域漁場を利用するか否か不明なため、93年10月1日から95年9月30日までの2年間暫定的に入漁することとし、入漁料については、年間1隻当たり100万円、但し水揚げ額の5%が100万円を上回る場合には、入漁料が水揚げ額の5%となるよう補填払いすることとなった。89/90年より機材供与は廃止された。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

日・ソロモン200海里水域への我が国まぐろはえなわ船及びかつお一本釣り船の入漁は1979年9月に発効した日・ソロモン漁業協定に基づいて行われてきたが、88年4月ソロモン側より、政府間協定の下に操業条件を定めた民間取極の終了通告が出され、以後4回にわたる終了期限の延長を繰り返してきた。その後90年12月に新しい民間取極が締結され新しい操業条件が定められた。入漁料支払い方式は従来通りに船舶航海毎に支払うこととし、94年7月の1航海当たりの入漁料は、まぐろはえなわ船100t未満約185万円、100t以上約269万円、かつお一本釣り船約55万円となっている。機

材供与は94年、2,120万円相当。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろはえなわ漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の補足協定」が締結されてきているが、1994/95年漁期の補足協定の内容が94年12月キャンベラで合意された。その概要は以下のとおり。①有効期間：署名日から95年10月31日、②対象漁法：まぐろはえなわ及び手釣り、③許可隻数：250隻、④入漁料：422.5万豪州ドル、⑤操業禁止水域：東岸及び西岸50海里内等、⑥寄港地：8港（ブリスベン、シドニー、ホバート、フリーマントル、オルバニー、ポート・ベッドランド、ポート・リンカーン、及びケアンズ）。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、94年6月に行われた交渉により、94年8月12日以降の日本漁船の操業条件等が協議され、翌年8月11日までの一年間、仏領海外領土水域におけるまぐろはえなわ漁船及びかつお一本釣り船による操業が次の通り認められた。ニューカレドニア水域：操業許可隻数36隻、漁獲枠2500トン、入漁料（機材供与を含む）575万フラン。ワリスエフトナ水域：操業許可隻数3隻、許可区枠500トン、入漁料（機材供与を含む）79万フラン。

(13) 日・南アフリカ漁業交渉

1977年12月に発効した日・南アフリカ漁業協定に基づく95年1月から12月までの操業条件は以下のとおり。①許可漁業種類：まぐろはえなわ、②許可料：1,400米ドル/隻・年間、入漁料：1,100米ドル/隻・半年、③許可隻数：90隻、④操業禁止区域：領海12海里内等。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。87年代理店を通じた個別入漁方式が導入されたが、インドネシア側には当分の間政府間または民間の入漁協定を締結する意志がないため、我が国漁船の安全操業等には依然問題がある。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1984年8月に行われた交渉により、同月以降のまぐろはえなわ、かつお一本釣り、まき網船の操業条件等

が協議され、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式及び有効期間の自動延長が採用された民間取極が締結された。94年7月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ20t未満約45万円、20t以上約107万円、かつお一本釣り約142万円、単船まき網約275万円、複船まき網約452万円、また、外地陸揚げを行うまぐろはえなわは3か月間の許可となっており、まぐろはえなわ20t未満152万円、20t以上約180万円。93/94年度の機材供与は、7,300万円相当。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1981年4月に発効した日・マーシャル漁業協定に基づき、93年9月に行われた交渉により、93年9月以降の日本漁船の操業条件等が協議され、まぐろはえなわ船及びかつお一本釣り船については入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期間は自動延長されることとなった。94年7月の1隻当たりの入漁料は、まぐろはえなわ約144万円、かつお一本釣り約74万円。単船まき網船については、マーシャル水域がまき網船の操業に適しているか否か不明なため、93年9月1日から95年8月31日までの2年間、暫定的に入漁することとし、入漁料については、年回1隻当たり80万円、但し水揚げ額の4%が80万円を上回る場合は、入漁料が水揚げ額の4%となるよう、補填払いくることとなった。91/92年以降の機材供与は廃止された。

(17) 日・パラオ漁業交渉

これまでパラオ200海里水域への我が国の漁船の入漁は、1984年に発効された民間入漁取極の暫定延長により行われてきた。暫定期間中の入漁料支払い方式はランサム一括支払方式による期間毎許可であったが、92年1月に船別支払方式で操業期間も年間あるいは航海毎が選択できる新しい入漁取極が合意され、92年2月より新取極により入漁が開始された。新しい操業条件は以下の通り。①有効期間：93年2月1日～94年1月31日、その後は自動延長、②入漁料：（95年2月1日から96年1月31日までの年間許可）まぐろはえなわ20t未満約62万円、20t以上約103万円、かつお一本釣り約27万円、単船まき網約206万円、複船まき網約108万円、（航海毎許可）まぐろはえなわ20t未満約34万円、20t以上約69万円、かつお一本釣り約27万円、単船まき網約148万円、複船まき網約144万円、③許可隻数：290隻（ただし、単船まき網32隻まで、複船まき網7隻まで）。

(18) 日・トゥヴァル漁業交渉

1986年6月に締結された日・トゥヴァル漁業協定に基づき、94年3月にかつお一本釣り船の操業条件に関す

る協議が行われ、個別船が航海毎に90万円の入漁料を支払うことにより、94年3月1日から95年2月28日の間、トゥヴァル200海里水域へ入漁することが可能になった。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年6月に行われた交渉により、同年7月以降の日本漁船の操業条件等が協議された。まぐろはえなわ、かつお一本釣りについては、入漁料を船別航海別に支払う方式(94年7月から95年6月までの1航海当たりの入漁料は、まぐろはえなわ船100t未満約50万円、100t以上は61万円、かつお一本釣り約39万円)が、まき網船については、年間1隻当たり100万円、ただし水揚げ額の5%が上記金額を上回る場合は、入漁料が水揚げ額の5%となるよう追加払いする方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第46回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合は、5月23日から5月27日まで(科学委員会及び各種分科会は5月2日から5月20日まで)メキシコのプエルトバジャルクにおいて加盟国41か国中33か国が出席して開催された。

ア モトラリアムの見直し(改訂管理制度: RMS)

捕鯨再開の前提であるRMSについて、捕獲枠の算出方法やデータの収集項目などの科学的側面に関する議論は全て終了し、残された課題である監視取締制度の完成に向け、今後これを討議するための作業部会が設置されることとなった。加えて、RMSの完成を求める決議が米国等から提案されコンセンサスで採択された。また、昨年、米国が提示したモニタリングについては、米国の懸念する要因は既に全てRMSに取入れていると合意されたが、5年に一度予定されているRMP(改訂管理方式)の見直しの際に一部考慮すべき点があるとされた。

イ 南氷洋鯨類サンクチュアリー

科学委員会は、ノーフォーク島で開催された南氷洋鯨類サンクチュアリー作業部会の結果は未だ技術委員会で承認されていないとして、科学的見地からの議論は行わなかった。しかしながら本会議では、仏、チリ等19か国によるチリ等の200海里水域を除く概ね南緯40度以南の水域において全鯨種の商業的捕獲を禁止し、これを10年毎に見直すとの共同提案が出され、賛成23、反対1(日本)、棄権6で採択された(ノルウェーは条約の規定に反する規制提案は違法として投票に参加しなかった)。なお、我が国等は資源が良好なミン

ク鯨をサンクチュアリーの対象から除外するとの修正提案を提出するなど、サンクチュアリーに科学的根拠を持たせるべく努力したが受け入れられなかった(賛成6、反対23、棄権2)。

なお、昨年8月、我が国はサンクチュアリーの設定には科学的根拠がなく、また条約の目的に反していることから資源の良好なミンク鯨について我が国に効力を発しないように異議申立てを行った。

ウ 鯨類捕獲調査

我が国の提出した北太平洋のミンク鯨の系統群を解明するための北大西洋鯨類捕獲調査計画に対して、科学委員会では各国科学者が支持を表明したものの、本会議では北西太平洋及び南氷洋の両方の調査計画に対して再考要請するとの米国等提案の決議が採択された。しかしながら我が国の北西太平洋鯨類捕獲調査計画についての科学委員会での検討結果を指示する旨のノルウェー提出の決議が採択された。

エ 沿岸小型捕鯨暫定救済枠(ミンク鯨50頭)

我が国沿岸小型捕鯨業に対する北太平洋ミンク鯨の暫定救済枠の要求については、1988年より毎年要求してきたが、今次会合では、昨年提出したアクションプラン(暫定救済枠が認められた場合の鯨肉の流通・配分等の計画)について商業性が存在するとの指摘に基づき、本年はその排除に努めたアクションプランを提出した。しかし、作業部会でなお商業性の排除が不十分との指摘を受け、更に排除に努めた改訂案を本会議に提出し、各国の理解を求め、暫定救済枠要求のための付表修正提案を行ったが、最終的に否決された(賛成9、反対14、棄権7)。

オ シロナガス鯨回復計画

我が国で開催された中間作業部会の結果が科学委員会で承認され、また、本会議では本件調査計画を実施すべき旨の決議が採択された。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

約40年にわたって北太平洋のさけ・ます資源を管理してきた日米加条約(INPFC条約)は、我が国が公海さけ・ます沖獲りの禁止を受け入れたことから、92年2月21日をもってその歴史を閉じ、これに代わって日本、米国、カナダにロシアを加えた4か国による「北太平洋における溯河性魚類の保存に関する条約(NPAFC条約)」が93年2月16日付けで発効した。

本条約に基づいて北太平洋溯河性魚類委員会(NPAFC)が設立されることとなったが、94年については、93年11月の第1回年次会議に引き続き、第2回年次会議が10月10日から15日までロシアのウラジオストクで開催され、我が国からは芳田水産庁海洋漁業部

長、今村(財)日本栽培漁業協会理事長ほかが出席した。

本年大会議では、北太平洋の公海におけるさけ・ます漁業を禁止したNPAFC条約の規定を遵守するための取締り協力、さけ・ます資源に関する科学知見等について各国の協議が行われ、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシアの4か国の他、オブザーバーとして中国、韓国及びPICES（北太平洋海洋科学機関）が参加した。

主な討議内容としては、公海上のさけ・ます漁業の取締りについて、各国の取締り及び取締り協力の成果として、94年に条約違反漁船が一隻も現認されなかったことが報告され、かかる事実に対して各国から高い評価が表明された。このため、95年についても、94年同様の取締り協力を行っていくことが確認されるとともに、条約違反者に対しては厳罰を科すよう努めていくことで各国の意見が一致した。

また、条約内容を流通面から確保するための方策として、前回会議で、米国及びカナダからさけ・ます貿易において原産地証明制度を導入するよう提案があった問題については、今回会議までに、GATTとの関連から米国とカナダの意見が一致しなかったため、今後、両国で原案を作成し、次回年次会議において再度討議されることとなった。

なお、NPAFC条約は、公海上のさけ・ます漁業の禁止を規定する条約であり、非加盟国に対していかに条約内容を遵守させるかが加盟国の重大な懸念事項となっているが、本問題については、今後、加盟国間で作業部会を設け原案を作成した後、次回年次会議で討議を行うことで一致した。また、本件に関連し、条約加盟を呼び掛けていた韓国から、正式に条約加盟に対する意志表明がなされ、早ければ、95年にも韓国の条約加盟が実現することとなったが、同様に条約加盟を呼びかけている中国からは、現時点での条約加盟に否定的見解が述べられた。

科学的な議論としては、各国の94年の科学調査の結果及び95年の計画について意見交換が行われた他、各国の科学調査統計について統一データフォーマット作成のための作業部会が設けられ統計海区等が決定されるとともに、コンピュータを利用した将来の迅速な情報交換体制に向けて一定の前進があった。

また、北太平洋の海洋・気象変動等広範な分野での科学活動を行っているPICESとの協力については、今後も同機関と連絡をとりつつ、必要に応じ協力を行っていくことで一致するとともに、96年にNPAFCがイニシアチブをとり、さけ・ます資源の評価のためのシンポジウムを開催することで合意された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

200海里時代の新たな海洋秩序に対応するため、北西大西洋漁業国際委員会 (ICNAF) は、1980年1月1日をもって廃止され、現在は新条約に基づき1979年1月1日より機能を開始している北西大西洋漁業機関 (NAFO) が、本海域の漁業資源管理機関として活動している。

本機関第16回年次会議は1994年9月19日から23日までハリファックス（カナダ）にて開催され、我が国からは米澤日水顧問（政府代表）、ほか外務省、水産庁担当官及び業界代表が出席した。

本年年次会議においては1995年の総漁獲量及び国別配分について討議され、まづいのかの総漁獲許容量が15万t、うち我が国への割当2,250万t及び赤魚の総漁獲許容量42,000t、うち我が国への割当520tと決定がなされた。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

第53回会議が1994年の6月7日～9日までベネズエラで開催された。

1993年のきはだまぐろの資源状況は依然として良好であると報告され、また、まぐろまき網漁業によるイルカの混獲状況は、種々の工夫を漁具に施すとともに船長及び漁労長を訓練したことなどから、1991年の約2万7千頭から、1993年には3,605頭まで減少した。1994年のきはだの漁獲枠は、まず25万ショートtとし、その後の漁業状況に応じて2万5千ショートtずつ4回の増枠を行うとの勧告案の指示が事務局よりあり、原案どおり採択された。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

第9回特別会議は、1994年11月28日～12月2日までスペインのマドリードで開催され、我が国から島農林水産省国際顧問ほか出席した。

本会議の直前に開催された科学委員会において西大西洋のくろまぐろ資源が若干回復しており、漁獲を増加することが可能であるとの結果が出たことから、本海域で漁獲を行っている日米加の漁獲枠が、本年の1,995tから明年及び1995年は2,200tになった。

この結果、我が国の漁獲枠は、明年及び1995年は353tとなった。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源の保存異案する条約に基づく南極海洋生物資源保存委員会の第13回年次会合は、1994年10月4日から11月4日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。今次会合では、おきあみに対する呼ばう敵威厳措置として、48FAO統計化育のおけるおきあみの総漁獲許容量150万tが昨年に引き続き合

意された。(ただし小海区毎の配布は廃止)また、共同取締・検査システムの見直し等の検討も行われた。

(7) みなみまぐろの保存のための条約

1994年5月、我が国、オーストラリア及びニュー・ジーランドを締約国とする「みなみまぐろの保存のための条約」が発効し、同条約に基づくみなみまぐろ保存委員会の第一回年次会合がウエリントンにて開催された。この結果、94/95年漁期の総漁獲可能量は11,750t、各締約国への割当量はそれぞれ、日本6,065t、オーストラリア5,265t、ニュー・ジーランド420t(全て前年同)となった。

(8) ベーリング公海漁業問題

ベーリング公海はベーリング海の中央部にある米ロ両国の200海里水域に囲まれた公海部分であり、当該水域に存在するすけとうだらは、公海及び米ロ200海里内を回遊範囲とするストラドリング・ストックである。米ロ(ソ)は、ベーリング公海域での「無規制な操業」が両国200海里内の資源に悪影響を与えるとして従来から大きな懸念を示してきたが、この懸念を背景に、91年2月以来、沿岸国である米ロ及び漁業国である日本、韓国、中国、ポーランドからなる関係国により同資源の保存管理の枠組み(暫定的及び長期的保存管理の枠組み)が話し合われてきた。暫定的枠組みについては、92年8月の第5回会議で合意された94年までの自主的暫定的操業停止及びその間における資源モニタリング計画が実施され、長期的保存管理措置の枠組みについては、94年2月にワシントンD. C.において開催された第10回会議で「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」が策定された。同条約の骨子は以下のとおり。

ア 各国のコンセンサスが得られない場合の漁獲可能水準の設定

○アリュウシャン海盆のすけとうだら資源量に応じ以下により決定

- ・資源量167万トン未満：漁獲可能水準0
- ・資源量167～200万トン：漁獲可能水準13万トン
- ・資源量200～250万トン：漁獲可能水準19万トン
- ・資源量250万トン以上：年次会議において別途設定

イ 協定の実施の確保の枠組み

- ・トランスポンダーの全船搭載
- ・自国または他の締約国のオブザーバーの乗船
- ・全締約国による乗船・検査の実施
- ・違反船舶に対する裁判管轄権の旗国への専属

ウ 発効

ベーリング海の沿岸国である米国及びロシアを

含む4か国以上の署名国が批准書を寄託した日から30日後に発効。

同条約は、各国署名を終了し(94年6月16日に米国、中国、韓国、ロシア、8月4日に日本、8月25日にポーランド)批准手続中であるが、94年末で期限の切れる自主的暫定的操業停止措置の取扱い等を協議するため、94年9月、モスクワにおいて条約署名国会議が開催され、同措置を1年間延長することで合意された。

(9) ストラドリング・ストック(SS)及び高度回遊性魚種(HMS)に関する国連会議

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議(UNCED)」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理について、カナダ、アルゼンチン、ニュー・ジーランド等沿岸国が、公海漁業が200海里水域内資源に悪影響を与えているとして、200海里水域に隣接する公海域における資源の保存・管理措置の設定に当たっての沿岸国の優先的権利を主張し、200海里水域内の措置を公海上にも適用させようとする動きが見られた。これに対し、我が国、EC、米国等が、かかる主張は国連海洋法条約の規定を逸脱しているとして反対し、最終的に国連主催の政府間協議で検討されることとなった。

これを受けて、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年3月までに5回の会合が行われている。本件会合の重要なテーマは、公海上の措置と200海里内の措置の一貫性の確保、公海上の取締問題等となっているが、5回の会合を通じて沿岸国側及び公海漁業国側ともUNCEDの際の立場を主張し続け、妥結に至っていない。このため、議論の内容を踏まえた交渉用テキストが議長により作成され、今後の議論に供されている。

本件については、1995年8月の第6回会合までに協議を終了し、結果を第50回国連総会(1995年秋)に報告することが予定されている。

4 海外投資事業

我が国から海外に投資した水産関係の合併事業等を営んでいる件数(水産庁報告件数)は、7年3月末現在で、228件、対象国は43か国に及んでいる。これらの提携国および事業種類の内容は次のとおりである。

(1) 中南米地域

提携先はパナマ、メキシコ、蘭領アンチレス、コロンビア、ガイアナ、スリナム、ペルー、チリ、ブラジル、アルゼンチン、仏領ギアナ、ウルグアイ、エクアドルの13か国で、事業種類は漁業23件、養殖業2件、加工業4件、漁業リース1件の計29件である。

(2) アジア・大洋州地域

提携国は、インド、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、香港、台湾、韓国、中国、ソロモン、バヌアツ、オーストラリア、ニュージーランド、ミクロネシア、マーシャル、仏領ポリネシア、ニューカレドニア、フィジー、キリバスの21か国で、事業種類は漁業47件、養殖業59件、加工業23件、漁業リース1件の計130件である。

(3) アフリカ地域

提携国は、ガーナ、モザンビーク、マダガスカル、モリシャス、ナミビアの5か国で、事業種類は漁業6件、加工業1件の計7件である。

(4) その他の地域

提携国は、北米において、米国、カナダ、欧州においてはイギリス、ロシア連邦の4か国で事業種類は漁業22件、養殖業2件、加工業37件、漁業代理店業1件の計62件である。

第7節 水産業協同組合

1 概 要

6年3月末の水産業協同組合の状況は、単位組合が3,931(沿岸地区漁協2,007、内水面漁協894、業種別漁協223、漁業生産組合643、水産加工協164)、連合会が196(漁連148、信漁連35、水産加工連12、共水連1)、うち全国段階連合会10である。

2 漁業協同組合等特別対策事業

最近の漁業の変化に伴い、漁業協同組合等の強化が要請されているところであるが、現状についてみるとまだ経営規模の零細なもの、あるいは経営不振ものが多い存在している。そのため、これら漁協等の健全な発展を図るため、漁協系統内における経営基盤強化のための検討並びに強化方策の策定・漁協指導の充実、漁連の役職員に対して必要な知識を習得させることによりその運営の適正化を図るための研修会の開催、水産業協同組合の経営の適正化に資するための水産業協同組合監査士の養成及び活動の強化等を行う経費につき、前年に引き続き全国漁業協同組合連合会に助成を行った。

3 漁協事業基盤強化総合対策事業

(1) 趣 旨

最近の漁協事情を取り巻く情勢は、金融自由化の急速な進展、国際規制の一層の強化、水産物流通形態の

多様化等急速に変化しており、漁協の経営も悪化している。

このような情勢に対処するため、信用事業については漁協信用事業基盤強化緊急対策を講じてきたところであるが、販売・購買事業等についても、漁業活動全体が停滞している中で事業取扱量が減少傾向にある等厳しい情勢にあることから、合併・事業統合等の推進により信用事業以外の事業も含めた漁協事業全体の基盤強化を図った。

(2) 漁協経営強化指導事業

ア 都道府県推進指導事業

本対策の円滑な推進を図るため、都道府県等が行う県・地区協議会の設置運営、県強化方針及び合併等マスタープランの策定並びにその他都道府県等が行う本事業の指導推進事業に要する経費に対して補助を行った。

イ 都道府県連合会推進指導事業

合併等推進地区の経営不振漁協等のうち濃密な指導を要すると認められる漁協に対する派遣、巡回及び駐在指導、漁協役職員の資質の向上を図るための研修会を開催及び全国漁業協同組合学校における漁協職員再教育研修への漁協職員の派遣を行った。

ウ 全国漁業協同組合連合会推進指導事業

本事業の円滑な推進を図るため、漁協事業基盤強化総合対策検討委員会を開催し、必要な事項について協議、検討を行い、漁協経営の基盤強化に係る指導指針等の作成及び県連合会に対し、適切な指導を行った。

(3) 漁協合併等推進事業

合併、事業統合等の計画を有する漁協が、オンライン端末機等事務・情報機器を導入する経費に対して補助を行った。

(4) 利子補給事業

漁業経営の悪化に伴い経営が困難となっている漁協が、対策要綱に基づき財務改善計画を樹立し、融資機関が当該漁協に対し、欠損金及び固定化債権(一定の要件を満たすものに限る。)に見合う貸付金の利息を減免した場合、都道府県が当該融資期間に対してその減免した利息の一部について利子補給を行うのに必要な経費につき、助成を行った。

4 水産業協同組合の検査

水産業協同組合の不正防止については、従来から行政庁検査の一層の徹底を期しているが、6年度においても組合役職員の資質の向上、組合の経営管理体制の強化等不正行為等の要因を是正するための指導を行った。

(1) 水産業協同組合検査実績等

本庁に水産業協同組合検査官9人を配置し、都道府県の区域又はその区域を越える区域を地区とする組合については50組合を検査指導した。

また、都道府県知事の行う検査については、出資漁協常例検査の実施を指導した。

(2) 検査担当職員の研修会の開催

漁協検査担当職員の資質及び検査技術の向上を図るため、都道府県検査担当職員を対象に研修を行った。

また、6年度に漁港管理規程（条例）を制定して管理体制を整備した漁港管理者は9市町村であり、この結果、6年度までに漁港管理規程を制定した漁港管理者の総数は次のとおりである。

大臣への届け出分	北海道ほか39都府県
知事への届け出分	宮古市ほか590市町村
計	631団体

4 漁 港 の 整 備

(1) 漁港の整備計画

第1次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として26年5月第10回国会の承認を受け、26年度から29年度までに375港の修築事業が実施され、このうち43港が完成した。これに要した総事業費121億1,200万円、国費は67億8,200万円であった。

第2次漁港整備計画は、整備漁港604港を対象として30年7月第22回国会の承認を受け、30年度から37年度までに560港の修築事業が実施され、このうち243港が完成した。これに要した総事業費393億2,400万円、国費226億6,600万円であった。

第3次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として38年3月第43回国会の承認を受け、38年度から43年度までに377港の修築事業が実施され、このうち49港が完成した。これに要した総事業費は633億200万円、国費は444億5,100万円であった。

第4次漁港整備計画は、整備漁港370港を対象として44年4月第61回国会の承認を受け、44年度から47年度までに370港の修築事業が実施され、このうち48港が完成した。これに要した総事業費は1,162億3,900万円、国費は802億8,200万円であった。

第5次漁港整備計画は、整備漁港420港を対象として48年3月第71回国会の承認を受け、48年度から51年度までに420港の修築事業が実施され、このうち54港が完成した。これに要した総事業費は2,360億6,500万円、国費は1,672億4,700万円であった。

第6次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として52年3月第80回国会の承認を受け、52年度から56年度までに450港の修築事業が実施され、このうち63港が完成した。これに要した総事業費は6,375億7,300万円、国費は4,592億8,100万円であった。

第7次漁港整備計画は、整備漁港480港を対象として57年3月第96回国会の承認を受け、57年度から62年度までに480港の修築事業が実施され、このうち38港が完成した。これに要した総事業費は8,952億5,900万円、国費は6,088億3,400万円であった。

第8次漁港整備計画は、63年3月第112回国会の承認

第8節 漁港の管理及び整備

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港法（昭和25年法律第137号）第5条の規定により行っているが、6年度においては5港を取り消した。その内容は表9のとおりである。

漁 港 種 類	表9 指定漁港数			
	6年度 指 定	6年度 取 消 し	5年度 ま で	6年度 末現在
第1種漁港	—	4	2,223	2,219
第2種漁港	—	1	513	512
第3種漁港	—	—	113	113
第4種漁港	—	—	101	101
計	—	5	2,950	2,945

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

2 漁港区域に係る海岸保全区域の指定

6年度において、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により都道府県知事が漁港区域に海岸保全区域を指定した漁港数は4港であり、6年度末の総数は2,240である。

3 漁 港 の 管 理

6年度において、漁港法第25条の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は1漁港であり、6年度末の漁港数は表10のとおりである。

表10 漁港管理者別漁港数

漁 港 種 類	6年度 決 定	5年度 末まで	6年度末		
			総 数	都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	△4	2,223	2,219	372	1,847
第2種漁港	△1	513	512	313	199
第3種漁港	—	113	113	107	6
第4種漁港	—	101	101	101	—
計	△5	2,950	2,945	893	2,052

を受け、整備漁港490港を対象として63年度から5年度までの6か年間に整備を行い、その事業の推進が図られた。これに要した総事業費は1兆1,606億円であった(このほか、改修事業5,629億円、局部改良事業1,462億円、地方単独費等322億円があり、これを合わせて第8次漁港整備長期計画として、総事業費1兆9,940億円であった)。

第9次漁港整備計画は、6年3月第129回国会の承認を受け、整備漁港480港を対象として6年度から11年度までの6ヶ年間に修築事業により整備を行う。これらに要する総事業費は、1兆3,500億円である。(このほか、漁港の基本的な施設整備6,500億円、漁港漁村の環境整備3,500億円、地方単独費等600億円、調整費5,900億円があり、これを合わせて第9次漁港整備長期計画として、総事業費3兆円となる。)

(2) 漁港修築事業

この事業は、漁港法に基づく事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の新築、増築、改築等の事業であって、第9次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が15億円を超えるものである。6年度においては、国の直轄事業により、205億366万円をもって31港について事業を実施し、補助事業により事業費1,826億5,000万円(国費1,104億4,100万円)をもって434港について事業が実施された。

(3) 漁港改修事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の新設、改良又は補修等事業であって、第9次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が3億円を超え15億円以下のものである。6年度においては、事業費842億9,200万円(国費504億8,300万円)をもって669港について事業が実施された。

(4) 漁港局部改良事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の維持、補強若しくは改良等の事業であって、計画事業費は1事業につき1億円以上3億円以下(市町村が行う事業は100万円以上)のものである。6年度においては、事業費267億9,300万円(国費138億300万円)をもって401港について事業が実施された。

(5) 漁港施設災害復旧事業

漁港施設(漁港区域内の海岸保全施設を含む)災害復旧事業は、地方公共団体又は水産業協同組合等が維持管理するものについて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫

補助の暫定措置に関する法律に基づき実施される事業であり、民生及び経営の安定のための早期復旧が行われている。6年度においては、4年災は100%、5年災は97.1%まで6年災は69.7%まで7年災(阪神・淡路大震災)は、97.2%まで完了することとして事業費336億4,321万円(国費256億9,396万円)で復旧事業が実施された。

(6) 漁港施設災害関連事業

漁港施設災害関連事業は、漁港施設災害復旧事業に関連して被災施設の復旧効果を確保し、再度災害を防止する目的の事業であり、6年度は事業費3億1,712万円(国費1億6,300万円)で事業が実施された。

(7) 漁港区域に係る海岸整備事業

31年に海岸法が施行され、海岸管理者(漁港管理者である地方公共団体の長)が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用の一部を国が負担することとなっている。6年度においては、海岸保全施設整備事業として事業費219億6,110万円(国費114億920万円)をもって382港について事業が実施された。また、49年度から実施された海岸環境整備事業も引き続き実施され、事業費122億1,950万円(国費40億8,400万円)をもって106港について事業が実施された。更に、61年度から実施された公有地造成護岸等整備事業も引き続き実施され、事業費5億7,920万円(国費2億3,200万円)をもって6港について実施された。

(8) 漁港公害防止対策事業

この事業は、漁港区域内に堆積した汚泥、その他有害物質の排除、汚濁水の浄化施設の整備、廃船の処理、廃油処理施設の整備等を行う事業で47年度から実施されている事業である。6年度においては、事業費8,000万円(国費4,000万円)をもって1港について事業が実施された。

(9) 漁業集落環境整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善とを総合的に図るため、漁港集落の特性と漁港整備事業との関連性を考慮して選定した特定の地区について漁港施設の整備と併せて漁業集落の環境基盤等の整備を行う事業で、昭和53年度から実施されている事業である。6年度においては、事業費191億8,800万円(国費96億800万円)をもって132地区(新規40,継続92)について事業が実施された。

(10) 漁港環境整備事業

快適にして潤いのある漁港環境を形成するとともに、併せて漁港における労働環境の向上等に資するため、漁港の環境向上に必要な整備を行う事業で昭和55年度から実施されている。6年度においては、事業費

区 分	交付団体数	金 額	(単位：千円)			
			後進地域開発 適用団体	新産都市	工業 特別地域	産炭地域
漁港漁村整備費	21県	20,186,059	(21県) 20,186,059	—	—	—
海岸事業費	21道県18市町	888,000	(21道県) 834,107	(2市町) 2,292	(6市町) 9,151	(10市町) 42,450
漁港関連道整備事業費	8県	237,000	(8県) 237,000	—	—	—
計		21,311,059	21,257,166	(2市町) 2,292	(6市町) 9,151	(10市町) 42,450

62億8,400万円(国費31億4,200万円)をもって106港について事業が実施された。

(11) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、6年度においては、事業費84億4,100万円(国費46億1,600万円)をもって69港について事業が実施された。

(12) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体(県)が行った漁港修築事業、漁港改修事業(5,000万円以上のものに限る)、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業(過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む)に係る補助金等について、特例法の定める引上率(最高1.25まで)により6年度において当該適用団体に補助率差額212億5,717万円を交付した。

また、新産業都市及び工業特別地域並びに産炭地域において海岸管理者たる市町村が行う海岸保全整備事業について、40年度から新産業都市及び工業特別地域の整備に係る公共事業の負担に関する特別措置法及び産炭地域振興法の規定に基づく引上率(最高1.25まで)により、これらの事業を実施した市町村に事業実施の翌年度に補助率差額を交付することになっているが、6年度においては、これら団体に53,893万円を交付した。これらの内容は表11のとおりである。

(13) 漁港の調査

漁港の整備に関する計画の作成等に必要な資料を確保するため、34年度から一般行政費による漁港調査費が計上されているが、6年度には指定漁港2,950港につき港勢調査等を実施した。

また、公共事業により漁港施設の計画・設計及び施工に必要な波浪調査等を引き続き実施した。これに要した費用は、1億1100万円である。更に、北海道につ

いては、諸調査及び計画調査を1,800万円の経費で、沖縄については、諸調査及び計画調査を600万円の経費でそれぞれ実施した。

更に、複数の漁港について総合的な整備計画を策定するために事業費1億1,600万円(国費5,800万円)で、調査費補助事業を実施した。

以上のほか、海岸事業費により海岸の整備に関する調査を行った。これに要した経費は2,880万円である。

(14) 作業船整備

漁港整備事業の実施の状況にかんがみ、その効果的運用により事業の促進を図るため、北海道における国の直轄漁港事業用作業船を整備した。6年度の経費は1,300万円であった。

(注) 本事業は、予算科目上の目細々として登録されている。H6年度新規創設事業である。

(15) 漁港漁村総合整備事業

離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域において、活力ある漁村を形成するため、生産の重要な基盤である漁港施設の整備と背後の漁業集落の生活環境施設の整備を一体的かつ総合的に推進する事業で、平成6年度から新たに実施されている事業である。

6年度においては、事業費59億5,700万円(国費36億4,000万円)をもって50地区について事業が実施された。

第9節 漁船等の管理・改善及び整備

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計表は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、6年末については、表12のとおりである。

また、漁船法第3条の2の規定に基づく6年度の農林水産大臣の許可件数は表13のとおりである。

表12 漁 船 統 計 表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
			NO.	G.T.	NO.	G.T.	NO.	G.T.
総 計	S	W	5,747	831,404.42	5,747	831,404.42	-	-
			53,754	102,002.59	48,048	97,204.39	5,706	4,798.20
			330,488	818,376.14	321,777	810,089.76	8,711	8,286.38
淡 水 魚 業	F	T	389,989	1,751,783.15	375,572	1,738,698.57	14,417	13,084.58
			29	54.57	29	54.57	-	-
			5,596	3,178.79	3,119	1,948.01	2,479	1,230.78
合 計	W	F	8,593	9,481.53	7,240	8,793.56	1,353	687.97
			14,220	12,714.89	10,388	10,796.14	3,832	1,918.75
			5,718	831,349.85	5,718	831,349.85	-	-
(海 水 魚 業)	T	S	48,156	98,823.80	44,929	95,256.38	3,227	3,567.42
			321,895	808,894.61	314,537	801,296.20	7,358	7,598.41
			375,769	1,739,068.26	365,184	1,727,902.43	10,585	11,165.83
内 水 面	S	W	6	8.12	6	8.12	-	-
			519	245.45	204	138.95	315	106.50
			1,019	994.13	894	948.11	125	46.02
採 介 藻	F	T	1,544	1,247.70	1,104	1,095.18	440	152.52
			202	3,017.21	202	3,017.21	-	-
			10,955	10,552.30	9,719	9,903.25	1,236	649.05
定 置	W	F	104,122	141,796.89	98,629	138,425.58	5,493	3,371.31
			115,279	155,366.40	108,550	151,346.04	6,729	4,020.36
			306	4,527.51	306	4,527.51	-	-
一 本 つ り	S	W	1,445	4,827.15	976	3,466.63	469	1,360.52
			11,681	47,039.48	11,017	43,897.43	664	3,142.05
			13,432	56,394.14	12,299	51,891.57	1,133	4,502.57
は え な わ	F	T	566	60,406.53	566	60,406.53	-	-
			19,309	38,190.92	18,879	37,952.19	430	238.73
			91,106	200,414.89	90,687	200,125.10	419	289.79
刺 網	S	W	110,981	299,012.34	110,132	298,483.82	849	528.52
			277	33,355.42	277	33,355.42	-	-
			1,371	4,299.01	1,356	4,289.91	15	9.10
ま き 網 (網 船)	F	T	9,866	37,211.19	9,838	37,185.73	28	25.46
			11,514	74,865.62	11,471	74,831.06	43	34.56
			590	38,130.40	590	38,130.40	-	-
ま き 網 附 属 船	S	W	5,072	8,247.86	5,006	8,191.36	66	56.50
			49,825	106,956.63	49,665	106,837.45	160	119.18
			55,487	153,334.89	55,261	153,159.21	226	175.68
敷 網	F	T	265	34,266.49	265	34,266.49	-	-
			232	1,526.49	203	1,389.97	29	136.52
			1,219	11,471.24	1,196	11,228.42	23	242.82
底 び き 網	S	W	1,716	47,264.22	1,664	46,884.88	52	379.34
			789	90,888.14	789	90,888.14	-	-
			175	1,589.78	162	1,584.88	13	4.90
以 西 底 び き 網	F	T	2,160	22,181.99	2,159	22,180.51	1	1.48
			3,124	114,659.91	3,110	114,653.53	14	6.38
			43	2,916.39	43	2,916.39	-	-
ひ き 網	S	W	402	1,223.07	381	1,170.42	21	52.65
			1,718	11,297.60	1,695	11,277.79	23	19.81
			2,163	15,437.06	2,119	15,364.60	44	72.46
か つ お ・ ま ぐ ろ	F	T	626	37,526.52	626	37,526.52	-	-
			3,325	13,911.08	3,325	13,911.08	-	-
			15,356	77,324.33	15,356	77,324.33	-	-
捕 鯨	S	W	19,307	128,761.93	19,307	128,761.93	-	-
			157	20,442.94	157	20,442.94	-	-
			-	-	-	-	-	-
遠 洋 底 び き 網	F	T	-	-	-	-	-	-
			157	20,442.94	157	20,442.94	-	-
			72	63,603.76	72	63,603.76	-	-
ひ き 網	S	W	-	-	-	-	-	-
			1	2.51	1	2.51	-	-
			73	63,606.27	73	63,606.27	-	-
か つ お ・ ま ぐ ろ	F	T	265	2,928.41	265	2,928.41	-	-
			1,269	4,794.64	1,043	4,292.73	226	501.91
			7,634	40,957.48	7,575	40,865.26	59	92.22
官 公 庁 船	S	W	9,168	48,680.53	8,883	48,086.40	285	594.13
			995	288,004.23	995	288,004.23	-	-
			15	557.02	15	557.02	-	-
運 搬 船	F	T	795	28,547.18	795	28,547.18	-	-
			1,805	317,108.43	1,805	317,108.43	-	-
			8	266.08	8	266.08	-	-
冷 凍 運 搬 及 び 母 船	S	W	-	-	-	-	-	-
			7	20.26	7	20.26	-	-
			15	286.34	15	286.34	-	-
雑 漁 業	F	T	251	77,518.72	251	77,518.72	-	-
			14	86.65	14	86.65	-	-
			818	4,120.43	808	4,096.96	10	23.47
運 搬 船	S	W	1,083	81,725.80	1,073	81,702.33	10	23.47
			166	61,140.63	166	61,140.63	-	-
			228	1,913.61	209	1,904.66	19	8.95
冷 凍 運 搬 及 び 母 船	F	T	2,013	15,319.85	1,972	15,299.35	41	20.50
			2,107	78,374.09	2,347	78,344.64	60	29.45
			1	349.91	1	349.91	-	-
雑 漁 業	S	W	-	-	-	-	-	-
			1	349.91	1	349.91	-	-
			133	12,052.44	133	12,052.44	-	-
雑 漁 業	F	T	3,825	6,858.77	3,437	6,416.68	388	442.09
			22,555	63,238.53	22,243	63,034.23	312	204.30
			26,513	82,149.74	25,813	81,503.35	700	646.39

表13 平成6年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼船 (軽合金を含む)

(長さ15メートル以上)

漁業種類	区 分	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
遠洋底びき網		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
以西底びき網		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖合底びき網		7	700	-	-	5	415	2	285	-	-	-	-	-	-	-	-
かつお・まぐろ		27	10,614	-	-	-	-	3	517	1	259	23	9,838	-	-	-	-
まき網		1	349	-	-	-	-	-	-	-	-	1	349	-	-	-	-
まき網付属		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一本つり(いか)		6	589	2	37	-	-	4	552	-	-	-	-	-	-	-	-
さけ・ます流し網		3	460	-	-	-	-	3	460	-	-	-	-	-	-	-	-
北洋はえなわ刺網		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑はえなわ		1	35	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運搬船		3	5,323	1	14	-	-	-	-	-	-	1	320	-	-	1	4,989
官公庁船		13	4,667	2	78	3	166	2	304	2	534	3	1,497	-	-	1	2,088
その他の		30	1,449	26	407	-	-	2	398	-	-	2	644	-	-	-	-
合 計		91	24,186	32	571	8	581	16	2,516	3	793	30	12,648	-	-	2	7,077

2. FRP船

(長さ15メートル以上)

漁業種類	区 分	総 数		20トン未満		20トン以上 30トン未満		30トン以上 40トン未満		40トン以上 50トン未満		50トン以上 70トン未満		70トン以上 100トン未満		100トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
遠洋底びき網		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
以西底びき網		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖合底びき網		6	196	3	57	-	-	2	80	-	-	1	59	-	-	-	-
かつお・まぐろ		9	413	6	114	-	-	-	-	-	-	1	67	-	-	2	232
まき網		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
まき網付属		9	163	9	163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一本つり(いか)		9	163	9	163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さけ・ます流し網		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北洋はえなわ刺網		0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑はえなわ		5	84	5	84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運搬船		7	99	7	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
官公庁船		4	150	1	19	-	-	2	73	-	-	1	59	-	-	-	-
その他の		93	1,410	93	1,410	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		142	2,679	133	2,109	0	0	4	153	0	0	3	185	0	0	2	232

注:本船の建造は無し。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法（昭和25年法律第178号）第22条の規定に基づく漁船の依頼検査の6年度実績は、総合検査17件、船体検査28件、機関関係検査60件の合計105件、検査手数料収入総額は1,076万円であった。

漁船の建造技術等の向上を目的とする漁船技術者講習会を新潟県ほか8県下の10か所において開催し、受講者の合計は348名であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡又は貸渡しについては、運輸大臣が海上運送法に基づいて許可し、また、漁船の輸出については、通商産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、我が国水産業の健全なる維持・発展の見地から個々の漁船について、水産庁に事前協議することとしている。6年度における貸渡しは仕向国13か国184隻、輸出については34か国176隻であった。

4 IMO（国際海事機関）等対策

IMOにおいて、平成5年4月に漁船安全条約議定書が採択された。この議定書においては、さらに小型の漁船について、海象・気象条件が同様な地域に適用する地域安全基準を作成することと規定している。また、FAO（国連食糧農業機関）において、便宜的に船籍を移動すること（リフラッキング）が問題となっていることから、これを防止する協定が平成5年11月に採択された。これらに対応するため6年度から(出)漁船協会にIMO等国際機関対策事業を委託している。

5 漁業用無線施設等の整備

イ 遠洋・沖合漁業を中心とする漁船の急速な減少や衛生通信の普及によって、漁業無線局の経営が厳しい状況におかれているため、全国的視野から漁業無線局の位置づけ、広域的な適正配置、機能分担等、将来の漁業無線局のあり方を検討し、漁業形態に即応した通信体制の確保、新たな通信システムの構想を策定するため、5年度から社団法人全国漁業無線協会に「将来の漁業無線局のあり方検討事業」を委託している。

ロ 船体の構造上の制約等から無線施設の普及が妨げられていた沿岸海域で操業する小型漁船等に対し、漁船間だけでなく、自宅、漁協、市場などとも直接通話できる漁業地域情報システムを導入するため、2年度から小型漁船用無線施設等整備事業を実施し、これまでに11県15地区が完了しており、このうち11地区の

事業に要する経費に対し助成を行った。

6 海中情報総合計測システムの開発

資源管理型漁業を推進し、漁業操業を効率的なものにするため、一定海域の水産資源量を科学的に把握し、判断できるようになることが重要であり、そのために海中の立体的な諸情報を的確リアルタイムに把握でき、更に漁場形成予測ができるような総合システムの開発を行っている。

第10節 漁船保険事業等

漁船保険等は、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づき漁船及び漁船積荷を保険の目的とするとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害のてん補を行う相互保険で、普通保険、特殊保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険があり、このほかに、「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険がある。政府はこのうち普通保険、特殊保険、漁船積荷保険及び漁船乗組員給与保険については再保険をし、漁船船主責任保険については再々保険をしている。

このため、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定を設けている。

1 漁船保険事業等

(1) 普通 保 険

普通保険には、普通損害保険と満期保険があり、なかでも普通損害保険が漁船保険の中心となっている。

ア 普通保険の加入状況

6年度において普通保険に加入した漁船は、25万1,194隻、135万4,919tである。このうち普通損害保険の加入隻数は24万402隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）1万792隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では113隻減となっており、20t未満階層で前年比150隻増加したのに比べ、20t以上階層では263隻（7.4%）減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満船が88.0%を占めており以下5～9t6.5%、10～19t4.0%、20～49t0.2%、50～99t0.4%、100～999t0.8%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に6年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、64.9%の加入率となっており、このうち5t未満は65.1%、5～19tは89.6%、20～49tは83.1%、50～99tは78.6%、

100～999tは85.1%となっており、無動力漁船はわずか4.0%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満94.5%、5～9t92.6%、10～19t94.6%、20～49t96.8%、50～99t98.8%、100～999tは94.5%で動力漁船総数では94.6%を示し前年度を若干上回った。これらの引受保険金総額は1兆5,514億円であって、前年度に比べて345億円の減を示している。

イ 保険料の国庫負担状況

指定漁船及び加入区における指定漁船が全船普通損害保険に加入した場合には、一定の条件のもとに国庫が、普通保険、漁船舶主責任保険及び漁船積荷保険の純保険料の一部を負担することとなっている。6年度においては、普通保険の保険料に関しては同保険に付された漁船のうち98.6%に当たる24万7,763隻が国庫負担の対象となり、純保険料154億5,846万円のうち55億508万円を国庫が負担したが、この国庫負担額は35.6%を占めている。

ウ 保険事故

6年度において保険金を支払った普通保険事故は72,086件、支払い保険金額は215億1,179万円であり、前年比2.6%の減となった。

エ 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具は、漁船保険及び特殊保険のいずれにおいても特約引受となっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補し、特約保険においては、漁具のみの分損もてん補し得ることとなっている。

6年度においては、普通保険、特殊保険の漁具特約の引受件数は777件で、保険金額は59億7,715万円であった。6年度中に発生した事故は2件で、支払保険金は1,209万円であった。

(2) 特殊保険

6年度における特殊保険の加入は431件で、保険金額は446億2,300万円であり、その内訳は、北部漁場427件、433億3,800万円、西部漁場1件、3,500万円南部漁場3件、12億5,000万円である。また保険金を支払ったものは2件であり、1億8,100万円であった。

(3) 漁船舶主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴った生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

51年10月から、試験的に漁船保険組合が保険事業を、漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、56年10月から保険機構については漁船保険組合が元受保険を、漁船保険中央会が再保険を、国が再々保険を行うことで本格実施に移行した。

更に、元年9月てん補すべき損害の区分に乗客損害が新設され、同年10月から事業を実施している。

6年度の保険契約隻数は、衝突損害248,467隻、一般損害241,627隻、乗客損害11,505隻、人命損害10,456隻となっている。

保険金額はそれぞれ1兆5,429億875万円、6兆4,396億5,206万円、3兆895億500万円、255億3,000万円である。また純保険料額はそれぞれ11億7,220万円、23億9,479万円、2億2,887万円、4,977万円となっている。保険金を支払ったものは、衝突損害2,030件、13億3,863万円、一般損害800件、12億7,341万円、乗客損害43件、7,636万円、人命損害8件、835万円となっている。

(4) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であってその所有し又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うことになっている。

漁船舶主責任保険と同じく56年10月から本格実施に移行したが、国の再々保険はない。

6年度の保険契約隻数は17,484隻、保険金額230億8,850万円、純保険料3,745万円である。保険金支払い件数は20件、支払い保険金2,051万円であった。

(5) 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。48年10月から試験的に漁船保険組合が保険事業を、漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、58年10月から漁船保険組合が保険事業を行い、国が9割について再保険事業を行うことで本格実施に移行した。

6年度の保険契約隻数は、1,330隻で、保険金額は2,371億6,132万円、純保険料額は6億1,749万円である。

また、保険金を支払ったものは15件であり、4億8,842万円であった。

2 漁船乗組員給与保険事業

漁船乗組員給与保険事業は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行い、その保険責任の9割について国が再保険している。6年度の保険契約は、361件であり、

北部漁場358件、南部漁場3件であった。

また、保険金を支払ったものは24件であり、1,769万円であった。

第11節 漁業災害補償制度

1 概 況

本制度は、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

6年は輸入水産物の増大等による魚価低迷、国際規制の強化、マイワシ資源の減少等により漁業生産量は、元年以降6年連続の減少となる等、我が国漁業をめぐる情勢は依然として厳しく、漁業経営は困難な状況におかれている。

このような中で、6年度の加入状況は、加入件数25,336件、共済金額3,925億7,821万円、純共済掛金155億9,936万円であった。この加入実績は、前年度実績3,829億8,461万円に対し3%増（96億円増）となった。この内訳は、漁獲共済の前年度比2%減（54億円減）、養殖共済の前年度比11%増（94億円増）、特定養殖共済の前年度比10%増（57億円増）、漁具共済の前年度比6%減（0.9億円減）、となっている。

また、支払い状況は、5年度契約分で支払い件数7,548件、支払い共済金141億280万円、6年度契約分で同じく2,294件、51億9,247万円であった。（7年3月末現在）。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

6年度の契約件数は、14,443件と前年度の15,004件に比べ減少し、共済金額では、2,369億7,660万円と前年度2,423億4,124万円に比べ2%の減少を示した。

6年度契約分の支払いについては、共済責任期間が終了していないものがあるため、未確定ではあるが、

7年3月末現在の支払い共済金は35億8,194万円であった。

なお、5年度契約分の支払いについては、同時点において一部未確定ではあるが106億4,802万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物又はその養殖に共用中の養殖施設が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失、損壊した等の損害について共済金を支払う事業である。

6年度の契約件数は、8,564件と前年度の8,678件に比べ減少し、共済金額では、932億6,186万円と前年度838億7,350万円に比べ11%の増加を示した。

6年度契約分の支払いについては、共済責任期間が終了していないものがあるため、未確定ではあるが、7年3月末現在の支払い共済金は15億1,815万円であった。

なお、5年度契約分の支払いについては、同時点において一部未確定ではあるが、19億8,865万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失及び特定養殖業に係る養殖施設の共用中における損壊、流失等があった場合の損害について共済金を支払う事業である。

6年度の契約件数は、1,974件と前年度の1,828に比べ増加し、共済金額では、609億5,260万円と前年度552億9,593万円に比べ10%の増加を示した。

6年度契約分の支払いについては、共済責任期間が終了していないものがあるため、未確定である。

なお、5年度契約分の支払いについては、7年3月末現在において一部未確定ではあるが、14億2,856万円であった。

(4) 漁具共済

この共済は、漁具が漁業の操業中に流失、損壊した等の場合の損害について共済金を支払う事業である。

6年度の加入件数は、355件と前年度の387件に比べ減少し、共済金額では、13億8,715万円と前年度14億7,394万円に比べ6%の減少を示した。

6年度契約分の支払いについては、共済責任期間が終了していないものがあるため、未確定ではあるが、7年3月末現在の支払い共済金は9,199万円であった。

なお、5年度契約分の支払いについては、同時点に

において3,757万円であった。

3 財 政 措 置

6年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は70億2,482万円であった。

また、漁業共済組合及び連合会に対して、事業実施に必要な経費のうち人件費等について5億6,415万円の助成を行った。

第12節 漁業従事者対策

1 漁業労働力の確保等

漁業就業者の確保育成を組織的かつ有機的に行うため、中央及び都道府県に漁業就業者確保育成のための体制を整備したほか、漁業労働力需給情報の収集・提供、人材育成等を行う事業に対し助成した。

また、漁業労働環境を改善し、漁業への就業の促進

表14 漁業共済事業引受・支払状況（7年3月末現在実績数値）

区 分	引 受 (6年度契約分)				支 (5年度契約分)		払 (6年度契約分)	
	件数	共済限度額 又は共済価額	共済金額	純共済掛金	件数	支払共済金	件数	支払共済金
(漁獲共済)	件	百万円	百万円	百万円	件	百万円	件	百万円
採貝・採そう業	335	22,042	17,686	915	145	1,306	14	44
2号漁業	9,601	105,377	75,926	3,065	3,109	2,308	5	7
まき網・敷網漁業	336	54,864	24,312	1,001	138	1,173	68	572
ひき網漁業	926	63,157	34,313	840	252	1,232	41	291
釣り・はえ縄漁業	666	49,396	15,412	647	180	771	21	71
その他の漁船漁業	484	14,381	8,309	339	283	1,187	8	4
定置漁業	2,095	87,309	61,019	2,333	667	2,671	355	2,594
計	14,443	396,525	236,977	9,140	4,774	10,648	512	3,582
(養殖共済)								
かき 養殖業	2,483	10,478	6,386	527	947	517	705	511
1年貝真珠	714	5,499	3,413	177	330	124	351	112
2年貝真珠	847	4,331	2,871	123	245	86	393	243
真珠母貝	358	371	201	7	17	1	104	5
1年貝はたて貝	318	1,056	473	34	20	4	0	0
2年貝はたて貝	0	0	0	0	0	0	0	0
1年漁はまち	627	12,140	8,030	319	79	120	9	47
2年漁はまち	1,414	65,095	46,131	1,325	204	550	62	192
1年魚たい	143	1,658	880	68	36	34	8	6
2年魚たい	471	6,876	3,174	73	25	20	29	62
3年魚たい	453	12,103	6,331	111	17	60	32	167
ぎんざけ	280	8,963	6,009	282	14	7	0	0
ふぐ	151	2,758	1,924	102	100	260	34	95
1年魚かんばち	100	3,594	2,613	85	7	26	12	54
2年魚かんばち	138	5,381	4,195	105	8	123	7	25
ひらめ	67	922	631	27	39	57	0	0
(赤潮特約)	(7,635)	(133,937)	(90,647)	839	1	20	157	35
計	8,564	141,224	93,262	4,204	2,088	1,989	1,746	1,518
(特定養殖共済)								
のり	840	84,879	50,744	1,680	207	788	1	0
わかめ	197	6,984	5,961	308	151	345	0	0
こんぶ	937	7,031	4,248	161	278	296	0	0
計	1,974	98,894	60,953	2,150	636	1,429	1	0
(漁具共済)								
定置網	329	2,823	1,250	79	48	31	29	75
まき網	26	406	138	28	2	6	6	17
計	355	3,230	1,387	106	50	38	35	92
合計	25,336	639,872	392,578	15,599	7,548	14,103	2,294	5,192